

共通講習申請の手引き

1. 共通講習の申請・提供

主催者は、下記の①～③の該当する審査機関へ事前申請すること（資料：「共通講習申請に関する審査と各種書類の流れ（暫定版）」参照）。開催が可能な団体は、日本専門医機構、基本領域学会および機構認定サブスペシヤルティ領域の担当学会（以下、領域学会という）（移行予定領域も含む）、日本医師会、都道府県医師会（郡市区医師会を含む。以下同様）、基幹施設・連携施設、その他当機構があらかじめ認定した省庁、各種公共団体およびそれに準じる団体等とする。共通講習の受講対象者は、原則として専門医とする。専攻医については、各領域学会が定めるものとする。

- ①各領域学会関係（学会学術集会内の講習会等）が申請する場合は、関係する領域学会へ申請。※2022年よりサブスペ領域も審査機関となる。
- ②都道府県医師会が開催を申請する場合は、日本医師会が示す実施要綱に従って申請。
- ③基幹施設・連携施設である医療機関が開催を申請する場合は、日本専門医機構へ機構ホームページ上から申請。

2. 共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られる。

- (1)国内で開催されるものの内、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。
- (2)共通講習の主催者は、各領域学会会員、医師会会員、基幹施設・連携施設の職員以外でも講習会に参加して単位が取得できるように努めること。基幹施設・連携施設については、原則として非職員の参加を「可」とすること。
- (3)共通講習は必修講習A、Bおよび任意講習Cに区分し、それぞれに含まれるカテゴリーは以下の通りである。必修講習A、Bの内容については、資料「必修講習の内容（参考例）」を参照すること。
 - ①必修講習A（3カテゴリー）：医療安全、医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む）、感染対策。
 - ②必修講習B（5カテゴリー）：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）両立支援及びそれらに関連する講習会。
 - ③任意講習C（2カテゴリー）：臨床研究・臨床試験*¹、災害医療
- (4)共通講習の提供形式

集団形式（参加者が指定の会場に一同に会して開催するものに限る）

- ①講習会・講演会（LIVE）：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）1時間あたり1～2名の演者によるもの。
- ②シンポジウム、ワークショップ（LIVE）：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト、講演者等。

③伝達講習会（録画）：日本専門医機構が承認、追認したDVD等。（基幹施設・連携施設は、基幹施設・連携施設が行う伝達講習会の取り扱い参照）

個別形式（基幹施設・連携施設は除く）

①e-learning（LIVE・録画）：原則としてe-testing 5題以上で原則5択の設問からなるQ&Aコーナーがあり、受講認定がシステム上管理できるもの。（別添e-learningに関して参照）

(5) 受講に際しては、主催者もしくは領域学会、日本医師会などの開催主体（基幹施設・連携施設である医療機関で開催する場合は当該医療機関）により適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行えること（例：ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法。なお、病院の職員を対象として開催される医療安全講習会などでICカード等による受講確認のみのため、日本専門医機構共通講習の参加を明示できない場合には、別途、共通講習受講証^{*2}の発行を行うこと）。

(6) 共通講習の受講者に対し、開催主体（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会または都道府県医師会、基幹施設・連携施設である医療機関等）名による受講証明書を発行できるもの。なお、基幹施設・連携施設は共通講習受講証明書¹の書式を利用すること。

その他、省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する講習会で、(3)①で定める内容に関する講習会等で、日本専門医機構で予め共通講習として認めるものについては公示し、受講単位を付与する。この場合、各講習会の受講証明書をもって受講単位の認定証とする。

(7) 講習会の規模については、以下の予想参加者数を目安として設定すること。

①複数の都道府県からの参加者を対象とするもの（全国規模のものを含む）については、100名程度以上の参加者を見込めるもの。

②各都道府県内からの参加者を対象とするものについては、50名程度以上の参加者を見込めるもの。

③各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、30名程度以上の参加者を見込めるもの。

なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数とする。

(8) 講習会のタイトル；共通講習であることを明示されているもの

（タイトル又はサブタイトルに「日本専門医機構認定共通講習」である旨を表示するか、もしくはなお書き等で明示する）。

また、講演タイトルまたはサブタイトルは、上記2(3)に記載する共通講習の対象カテゴリーに該当することがわかるようなものとする。

*¹ 研究倫理に関連するものは医療倫理で申請すること。

*² 日本専門医機構HPに掲載の受講証明書をご参照下さい。

3. 受講単位について

(1) 認定単位は、上記「2. 共通講習の要件(3)」に列挙した一つのカテゴリーにつき、1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上ものものには2単位を上限とすること。また、講習会の講師には受講単位2単

位を上限として付与することができる。なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーを1時間以上とし申請すること。

受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とする。e-learningについては各領域専門医委員会で設定することが出来る。

(2) 専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、

①必修講習A：医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上。

②必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）、両立支援は5年間で各々1単位以上とする。なお、多様な地域における診療実績が認められた場合は、必修講習Bの受講は免除される。（「専門医の認定・更新」に関する補足説明参照）

③全ての共通講習受講単位を合わせて5年間で10単位以内とします。2.(3)で示したカテゴリーの内、同一カテゴリーを複数回受講した場合も取得単位として算定できる。（資料「共通講習単位取得の実例」参照）。なお、同一更新期間中に同じ講習会の重複受講は単位として認めない。

経過措置期間中（2018年4月より5年を経過するまでの間）の年数ごとに必要な単位数については、各領域で別途規定すること。

4. 講習会の参加費

参加費を徴収する場合は、開催主体（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会および都道府県医師会、基幹施設・連携施設等）が適切な範囲で設定すること。会員・非会員の区別についても同様である。

5. 講習会の情報の公開について基幹施設・連携施設の申請については、日本専門

医機構ウェブサイトにて開催一覧を公開致します。公開情報は、申請システムに登録された申請者（問い合わせ先）氏名、申請者（問い合わせ先）電話番号、申請者（問い合わせ先）メールアドレス、講習会タイトル、カテゴリー、都道府県、会場名、開催日、単位とする。

6. 審査について

- (1) 各審査機関（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会）は、主催者から申請があった場合、申請書記載の項目につき妥当か否かを審査し、共通講習として認めると判断した場合は各審査機関毎に登録番号を付し、申請書の審査欄に必要事項を記入し、日本専門医機構へ電子メールで届け出ること（日本専門医機構ウェブサイト共通講習審査終了報告参照）。認めない場合は理由を付し、主催者にその旨を報告すること。
- (2) 企業との共催・後援で開催する講習会等については、利益相反に関して特に慎重な審査をお願いする。

7. 審査に要する日数

申請は原則として講習会開催の3か月前までとする（各領域学会、日本医師会において独自に短縮することは妨げません）。

詳細につきましては、予め各審査機関に確認し、プログラム等の印刷に要する期間も考慮して、遅れることのないように注意して下さい。

8. 共通講習開催後報告

共通講習の主催者は機構ホームページ上のフォーマットに従い、共通講習事後報告を開催後2週間以内に提出すること（日本専門医機構ウェブサイト共通講習開催後報告参照）。

- ①領域学会、日本医師会で審査したものについては、主催者は領域学会及び日本医師会へ提出すること。
- ②領域学会、日本医師会は提出された事後報告書を3か月に1回程度とりまとめて機構へ提出すること。
- ③基幹施設・連携施設からの事後報告書は2週間以内に共通講習申請システムの報告書登録から機構へ提出すること。尚、報告書の提出が無い場合は次回共通講習の申請を受け付けない場合があります。
- ④e-learning の事後報告書については、各領域学会、日本医師会が年度末までに機構に報告すること。

2017年	5月12日	一部改正
2018年	1月19日	一部改正
2018年	5月18日	一部改正
2018年	6月15日	一部改正
2019年	1月18日	一部改正
2020年	3月27日	一部改正
2021年	8月27日	一部改正